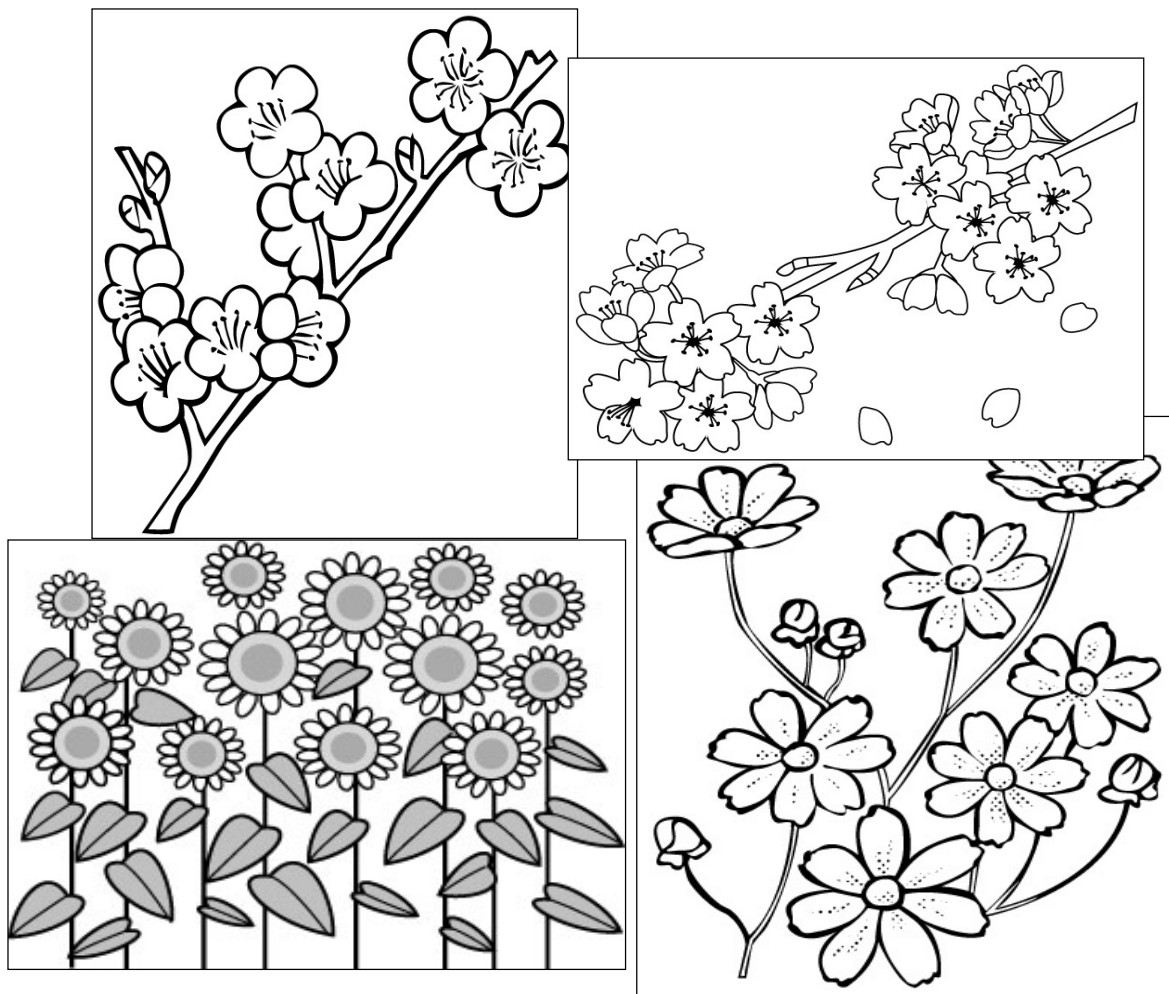


入所のご案内



医療法人社団北柳会 介護老人保健施設

月形緑苑

お申し込みをする皆様へ

当施設は、介護保険法令の趣旨に従って、「利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする」と、「利用者様が在宅生活への復帰を目指している方に対し、リハビリを行うための施設とご理解下さい。

入所の要件としては、①要介護認定(要介護1～5)を受け、②リハビリにより在宅復帰を目指し、ご本人様の今後に対してご家族の協力を得られる方 ということを重ねてご理解いただきたいと思います。

入所までの流れ

①申し込み・受付・入所説明

- ・当施設に来ていただき、相談をお受けして所定の入所申込書に記入して頂きます。
同時に、このパンフレットを用いて当施設の紹介や入所についての説明をさせていただきます。

②入所前面談

- ・ご本人とご家族(入院中の方は病院の職員さんなど)を交えて、今の生活状況や病気の状態等をお伺いさせていただきます。

③診療情報提供書の作成依頼

- ・かかりつけの医師や病院の主治医に診療情報提供書の作成を依頼していただきます。
(当施設で、指定の用紙はありませんので、各医療機関の書類を使用して下さい。) 内容としては、①病名、②症状、治療の経過、③投薬の内容を書いていただくよう医療機関にご依頼下さい。
・書類が出来上がりましたら、当施設にご連絡下さい。

④入所判定会議

- ・②の面談で得た情報と③の診療情報提供書を基に、施設内の各部署職員が集まり、当施設への入所の適否を判定します。

⑤入所

- ・ご家族さんや医療機関などと調整し入所の日程などを調整致します。ベッドの空きなどの関係上、入所待機という形でお待ちいただく場合があります。

※④入所判定会議で入所不相当と判断した際は、ご本人に合った施設等をご紹介させていただく場合もございます。

入所時の手続きで必要なもの

◆次の証書等を事務に提出して下さい。入所中は、当施設でお預かりします。

- 後期高齢者医療被保険者証 若しくは ●健康保険証・老人医療受給者証
- 介護保険証 ●介護保険負担限度額認定証 ●健康手帳

《交付されている方のみ》

- 重度心身障害者医療受給者証 ●身体障害者手帳

➡ 証書等に変更があった時には、早急に事務に提出して下さい。確認ができない場合、自費請求をすることがありますのでご注意ください。

◆入所時に契約書等を作成するため、次の物をご用意して下さい。

- 利用者のご家族の印鑑 ●引き落としを希望する金融機関の通帳と届出印

ご用意していただく物

- ◆衣 類 普段着、寝巻、下着、靴下、上靴（運動靴）
- ◆寝 具 寝具一式は、当施設でご用意いたします。必要に応じて、タオルケット、バスタオル、毛布等をご用意してもかまいません。
- ◆日用品 洗面道具（歯ブラシ、歯磨き用プラスチック製のコップ、くし、髭剃り）、ティッシュペーパー、義歯洗浄ケース

※この他、当施設で日常必要と思われる日用品をご用意しております。ご利用を希望される方は、入所時にお申し込み下さい。（詳細別紙参照）

※日常着は5組程度、パジャマ（寝巻き）は3組程度をご用意下さい。お手数をお掛けしますが、季節ごとに衣類の入れ替えをお願い致します。また、物が多いときには、引き上げをお願いすることもあります。居室の物入れに収まる程度の物をご準備下さい。

◎持ち物すべてにお名前のご記入をお願い致します。また、お名前の記入場所について下記を参考にしてご準備して下さい。ご記入に至っては、消えないように油性のマジック等を使用し、大きくご記入して下さい。

- ・シャツ、上着 ــــــــー▶ 首の後ろ
- ・下着、ズボン・ももひき ــــــــー▶ 右前の内側
- ・靴下 ــــــــー▶ 足の裏
- ・タオル類、洗面道具類、靴等 ــــــــー▶ 指定はありません

生活の様子

- ◆療養室／4人部屋(16室)と2人部屋(3室)があります。
- ◆食 事／基本的に1階・2階の食堂で、利用されている皆さんと一緒に食べていただきます。利用者様の希望により自室にお持ちする事も出来ますので、その際は職員にお申し付け下さい。
また、毎食後必ず歯磨きをしていただき、お口の中の清潔を保っていただきます。(ご自分で出来ない方も職員がお手伝いいたします。)
・朝食 8:00～ ・昼食 12:00～ ・夕食 18:00～
※上記以外の時間での提供をご希望される場合も、柔軟に対応致しますので、ご希望の際は職員にお申し付け下さい。
※ご家族の方も一緒にお食事ができますので、ご希望の際は事前にサービスステーションへお申し込み下さい。(実費がかかります。)
- ◆入 浴／浴室は、月形温泉を利用した展望浴室となっており、看護師、介護職員が入浴のお世話をします。
- ◆リハビリテーション／施設内において、常勤の理学療法士・作業療法士がその方の状態に応じたリハビリテーションの計画を立てた上で実施します。
- ◆治 療／医師、看護師が常勤しており、その方の状態に合わせて適切な医療・看護を行っております。また、緊急治療を必要とする時は、速やかに協力医療機関等に治療をお願いするケースもあります。
- ◆趣味活動・行事／ご希望をされる方に対しては、季節ごとの各行事や創作活動などを実施・計画しております。

◆喫煙・飲酒／療養室内は、**禁酒、禁煙**です。喫煙は所定の場所をご利用下さい。また、
飲酒の機会を定期的(月1回程度)に設けております。

◆外出・外泊／事前にサービスステーションにお申し出下さい。(詳細別途記載)

◆理容室／施設内で理容をすることができます。(実費がかかります。)

◆洗濯／衣類等の洗濯は、ご家族が行うようお願い致します。洗濯をすることができない方は、1回300円で当施設に依頼して頂くこともできます。尚、毛布などクリーニングが必要な場合は業者に出すこともあります。その際のクリーニング代金は実費で請求させていただきます。

◆郵便／郵便物は、事務室窓口で取り扱っております。

特例措置

生活保護を受給されている方については、介護保健施設での生活に必要な利用料が助成されます。詳しくは、各市町村役場にお問い合わせ下さい。

利用料のお支払い方法

●ご利用明細書は、毎月末締め翌月10日頃、ご家族の方へ郵送を致します。

(ご希望により、ご本人へ渡すことも可能です。)

●支払いの方法は、「金融機関の口座から引き落とし」・「銀行振り込み」・「施設窓口への持参」の3種類があり、このいずれかとさせていただきます。引き落としの際は、毎月20日に引き落としをさせていただきますので前日までの入金をお願い致します。その他の場合も20日までに支払いを済ますようお願いいたします。

●趣味教材費については、その都度実費徴収いたします。

お願い

●面会／午前9時から午後8時までとなっております。以外の時間帯はご遠慮ください。

●貴重品／療養室及び当施設内への、貴金属、貴重品等の持ち込みは必要最低限の範囲でお願いいたします。

入所の際に貴重品や衣類などの持ち物確認を行い物品の把握に努めておりますが、入所後の持ち込み(追加)に付きましては把握しにくいこともあり、万が一の紛失や破損への対策が不十分になってしまうことも考えられます。従って、置時計や腕時計、現金(お見舞い金)等をお持ちになられた際は職員へ必ず一声お掛け下さい。お手持ちの現金も最小限度に止め、その他はお小遣いとして、事務にお預けいただくようお願い致します。尚、声をお掛け頂けずにその物が紛失・破損してしまった場合、施設側としても責任を負うことが出来ませんので、その点は予めご了承ください。

●ラジオ・テレビ／ラジオの持込みは可能です。イヤホンを付けご使用下さい。

テレビの持込みについては、事前に支援相談員までご相談下さい。

●外泊について／当苑では在宅復帰や本人の気分転換などでの外泊・外出にも随時対応しておりますので、職員へいつでもお申し付け下さい。

ただし、外泊については施設側の準備もありますので、2～3日前には連絡くださいますようお願いいたします。

●面会簿／玄関に面会簿を用意しておりますので、必ずご記帳の上、面会をして下さい。

また、ご意見箱も用意しておりますので、ご意見、ご要望、お気づきになったこ

と等ございましたら、備え付けの用紙にご記入しご意見箱に投函してください。

ご利用の皆さんへ

当施設は、家庭への復帰を目指し生きがいを持って療養生活を送っていただき、1日も早く家庭での生活ができるように職員一同、援助・介護させていただきます。

ご家族の皆様へ

・当施設は、リハビリによって身体状況が安定し、家庭へ復帰する事を第一の目標としております。それに伴い、可能な範囲で面会や外泊等をされますようお願い致します。
(その際の送迎は、行っておりません。)

・当施設では、忘新年会や夏祭り、ピクニックなど季節ごとに様々な行事を計画しております。月ごとに施設内に掲示もしていきますので、ご家族のみなさんも、是非ご参加下さいますようお願い致します。

その他、ご希望の方や必要と思われる方に対して、園芸活動や手芸活動など、クラブ活動への参加を促しております。その際、材料費などについては実費にてご負担いただきますので、ご理解下さい。

・食中毒防止の為、面会時などの食品の持ち込みを制限させて頂いております。持込を検討される際は、事前に必ず職員までお声をお掛け頂くようお願いいたします。

・衣類について、新しく購入などで追加した物に関してもお名前の記入を忘れずをお願い致します。無記名で紛失してしまった場合、当施設では責任を負いかねます。

・入所後の介護保険の更新などの手続きについては、支援相談員が代行して行います。
その他、手続き関係でご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

これらについてのご理解とご協力をお願いいたします。

入所中の医療機関への受診について

- 入所中は、皆様の健康保険が、医療機関を受診しても通常のように適用されないので、
ご注意ください。
- 医療機関への受診について、当施設の医師の判断(紹介状)が必須となります。受診が必要となった時には、基本的にご家族のみなさんで病院までの送迎・診察等に付き添っていただく形となります。どうしても都合がつかない時にはご相談下さい。
- 入所中のお薬は、当施設の医師の指示のもと処方されますので、ご家族の皆さんが用意をする必要はございません。受診をした時も基本的にはお薬をもらってくる必要はありません。

個人情報の保護について

月形緑苑とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た皆様に関する個人情報を施設内に掲示されている「個人情報の利用目的」に従い、適切に取り扱います。

詳細は、施設内に掲示しております「個人情報保護方針」と「個人情報の利用目的」若しくは、契約書内にも「個人情報の利用目的」を提示しておりますのでご覧下さい。

尚、入所の際、入所後の個人情報の開示について相談員より詳しくお話しをさせていただきますので、親族や知人の方から入所の問い合わせがあった場合の取り扱いなど、どんなことでも結構ですので、ご要望などございましたらその際にお伝えください。

判らない事があった時には？

下記の内容等でお困りのことや判らない事がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談下さい。

- ・ 入所のお申し込みや手続き、入所の際の準備等について
- ・ 介護保険制度や居住費と食事費の減額制度について
- ・ 今後の方向性や退所後の生活について
- ・ 地域福祉権利擁護事業及び成年後見人制度等の活用について

※地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度については、リーガルサポートセンター及び社会福祉協議会でもご相談を承っております。

リーガルサポートさっぽろ 011-280-7077

岩見沢社会福祉協議会 0126-23-8224

《連絡先・お問合せ先》

介護老人保健施設 月形緑苑 〒061-0502

0126-53-2222（代） 樺戸郡月形町 81 番 72

0126-53-2386（支援課直通） 支援相談員 石岡 洋

※施設見学も随時行っております。事前に支援相談員にご連絡下さい。